

平成27年10月8日(木曜日) 第 2732 号

発 行 **宮 崎 県**

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 37,200円

目 次

○森林病害虫等防除法に基づく特別伐倒駆除命令(自然環境課)12 ○保安林の指定予定の通知(2件) ………(″ ○保安林の指定解除の予定の通知………(″) 13 ○災害救助法施行細則の一部を改正する規則……(危機管理課) 1 ○保安林の指定施業要件の変更予定の通知………() 13 ○宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の ○漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の 一部を改正する規則…………(障がい福祉課)9 一部改正……(水産政策課) 14 ○みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する ○急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)……(砂防課)14 条例施行規則の一部を改正する規則………(環境森林課)10 ○建築基準法に基づく道路の位置の指定……(建築住宅課) 14 告 公 ○救急病院の認定………………(医療薬務課) 10 ○軽油引取税に係る免税証の無効公告……(税務課)14 ○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障がい福祉課)11 ○土地改良区の役員の就退任の届出(10件) …… (農村整備課) 15 ○有害図書類の指定………………(こども家庭課) 11 ○森林病害虫等防除法に基づく駆除命令(伐倒駆 ○土地改良区の管理規程の設定の認可………() 19 除等)(自然環境課) 11 教育長訓令 ○森林病害虫等防除法に基づく駆除命令(移動制 ○教育関係使用料及び手数料減免規程の一部を改 正する訓令…………20

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第49号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和35年宮崎県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

改正後

- 第3条 政令<u>第9条第1項の規定による</u>救助の程度、方法及び期間 は、別表第1のとおりとする。
- 第5条 前条第1項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の 交付を受けた者は、その令書に添付してある受領書に受領年月日 を記入し署名及び押印して直ちにこれを返さなければならない。
- 第6条 当該職員が、<u>収用又は</u>使用すべき物資の引渡しを受けた<u>と</u> <u>き</u>に省令第2条第3項の規定により様式第5号による受領調書を 作成する<u>場合</u>は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資 を占有する者<u>(以下「占有者等」という。)</u>を立ち会わせなけれ ばならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りで ない。
- 第7条 省令<u>第3条の規定による</u>損失補償請求書は、様式第6号に よる。

2 [略]

第10条 省令第4条第2項の規定による届出は、次に掲げる書類を 添付して行わなければならない。

(1) [略]

- 第3条 政令<u>第3条第1項に規定する</u>救助の程度、方法及び期間は 、別表第1のとおりとする。
- 第5条 前条第1項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の 交付を受けた者は、その令書に添付してある受領書に受領年月日 を記入し、署名押印して直ちにこれを返さなければならない。
- 第6条 当該職員が、<u>収用し、又は</u>使用すべき物資の引渡しを受けた場合に省令第2条第3項の規定により様式第5号による受領調書を作成する<u>とき</u>は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者を立ち会わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。
- 第7条 省令第3条第1項に規定する損失補償請求書は、様式第6号による。

2 [略]

第10条 省令第4条第2項の規定による届出は、次に掲げる書類を 添付して行わなければならない。

(1) 「略]

- (2) 天災その他<u>さけられない</u>事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官<u>又はその他</u>適当な職員の証明書
- 第11条 政令<u>第11条の規定による</u>実費弁償に関して必要な事項は、 別表第2のとおりとする。
- 第12条 省令第5条<u>の規定による</u>実費弁償請求書は、様式第10号に トス
- 第13条 法第27条第4項に規定する当該職員の身分を示す証票は<u>様</u> 式第11号による。
- 第14条 省令第6条<u>の規定による</u>扶助金支給申請書は、様式第12号 による。
- 2 前項の扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に 係る申請書には、次の区分に<u>したがい</u>所要の書類を添付しなけれ ばならない。
- (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入の <u>みち</u>がない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類 (2) [略]
- 第15条 法<u>第30条第1項</u>の規定に<u>基づき</u>救助の実施に関する事務の 一部を市町村長が行うこととする場合における政令<u>第23条第1項</u> の規定に<u>基づく</u>通知は、様式第13号により行うものとする。

別表第1(第3条関係)

政令第9条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間

1 収容施設の供与

- (1) 避難所
 - ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある<u>者を収容する</u>ものであること。
 - イ 避難所は、学校、公民館等<u>既存建物</u>の利用を原則とするが、これら適当な建物を<u>得難いときは</u>、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。
 - ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持又は管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とすること。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できること。

(基本額)

避難所設置費 1人1日当たり 300円

(加算額

冬季($\underline{10月から3月まで}$)については、別に定める額 $\underline{\epsilon m}$ <u>算する。</u>

エ [略]

- (2) 応急仮設住宅
 - ア 応急仮設住宅は、住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ること はできないものを収容するものであること。
 - イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は<u>29.7平方メートル</u>を <u>基準</u>とし、その設置のため支出できる費用は、 <u>2.401,000</u> 円以内とすること。
 - ゥ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に<u>概ね</u>50

- (2) 天災その他<u>避けられない</u>事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官<u>その他の</u>適当な職員の証明書
- 第11条 政令第5条に規定する実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。
- 第12条 省令第5条<u>に規定する</u>実費弁償請求書は、様式第10号による。
- 第13条 法<u>第10条第3項において準用する法第6条第4項</u>に規定する当該職員の身分を示す証票は、様式第11号による。
- 第14条 省令第6条<u>に規定する</u>扶助金支給申請書は、様式第12号に よる。
- 2 前項の扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に 係る申請書には、次の区分に<u>従い</u>所要の書類を添付しなければな らない。
 - (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入の 途がない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類 (2) [略]
- 第15条 法<u>第13条第1項</u>の規定に<u>より</u>救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合における政令<u>第17条第1項</u>の規定に<u>よる</u>通知は、様式第13号により行うものとする。

別表第1(第3条関係)

政令<u>第3条第1項に規定する</u>救助の程度、方法及び期間

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - (1) 避難所
 - ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。
 - イ 避難所は、学校、公民館等<u>既存の建物</u>の利用を原則とするが、これら適当な建物を<u>利用することが困難な場合は</u>、 野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施するこ
 - ウ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持又は管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とすること。ただし、高齢者、障がい者等(以下「高齢者等」という。)であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができること。

(基本額)

避難所の設置費 1人1日当たり 320円

(加算額)

冬季(<u>10月から3月までの期間をいう。</u>)については、別 に定める額

- エ [略]
- (2) 応急仮設住宅
 - ア 応急仮設住宅は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、 居住する住家がない者であって、自らの資力では<u>住家</u>を<u>得ることができないものに供与する</u>ものであること。
 - イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は<u>、29.7平方メートル</u>を標準とし、その設置のため支出できる費用は、<u>2,621,0</u>00円以内とすること。
 - ゥ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむ

戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は<u>ウ</u>にかかわらず別に定めるところによること。

- エ 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する<u>ものを数人以上収容し</u>、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設<u>(以下「福祉仮設住宅」という。)</u>を応急仮設住宅として設置できること。
- オ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げ を実施し、<u>これらに収容する</u>ことができること。
- カ「略〕
- キ 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基 準法(昭和25年法律第 201号)<u>第85条第 4 項の</u>規定する期 限内<u>(最高 2 年以内)</u>とすること。
- 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (1) 炊出しその他による食品の給与
 - ア <u>炊出し</u>その他による食品の給与は、避難所に<u>収容された</u> 者、住家に被害を受けて炊事のできない者又は住家に被害 を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う ものであること。
 - イ <u>炊出し</u>その他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとすること。
 - ウ <u>炊出し</u>その他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり 1,010円以内とすること。
 - エ <u>炊出し</u>その他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。ただし、被災者が一時縁放地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給することができること。
 - (2) 飲料水の供給

ア [略]

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とすること。

ゥ [略]

- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼半壊若しくは床上浸水(土砂のたい 積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、 寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の 実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって 行うこと。
 - ア 被服、寝具又は身の回り品
 - イ [略]
 - ゥ 炊事用具又は食器
 - エ「略]
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とすること。

- <u>450</u>戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は<u>イ</u>にかかわらず別に定めるところによること。
- エ 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する<u>複数のものに供与し</u>、老人居宅介護等事業等を利用しやすい 構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置でき ること。
- オ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げ を実施し、これらを供与することができること。
- カ「略]
- キ 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基 準法(昭和25年法律第 201号)<u>第85条第3項又は第4項に</u> 規定する期限<u>まで</u>とすること。
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (1) 炊き出しその他による食品の給与
 - ア <u>炊き出し</u>その他による食品の給与は、避難所に<u>避難している</u>者、住家に被害を受けて炊事のできない者又は住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものであること。
 - イ <u>炊き出し</u>その他による食品の給与は、被災者が直ちに食 することができる現物によるものとすること。
 - ウ <u>炊き出し</u>その他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日 当たり 1,080円以内とすること。
 - エ <u>炊き出し</u>その他による食品の給与を実施できる期間は、 災害発生の日から7日以内とすること。ただし、被災者が 一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3 日分以内を現物により支給することができること。
- (2) 飲料水の供給

ア [略]

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水<u>又は</u>浄水に必要な機械<u>又は器具</u>の借上費、修繕費<u>及び燃料費</u>並びに薬品<u>又は資材の費用</u>とし、当該地域における通常の実費とすること。

ゥ [略]

- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - (1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼半壊若しくは床上浸水(土砂の<u>堆積</u>等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。<u>以下同じ。</u>)、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品等を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること
 - (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の 実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって 行うこと。
 - ア 被服、寝具及び身の回り品
 - イ [略]
 - ゥ 炊事用具及び食器
 - エ「略〕
 - (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とすること。この場合において、季別は、災害発生

なお、季別は災害発生の日をもって決定すること。

ア 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季	期間	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人
別		世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	を増すごとに
							加算する額
夏	[昭各]	17, 200	22, 200	32, 700	39, 200	49,700	7,300円
季		田	田	田	田	田	
冬		28, 500	<u>36, 900</u>	51, 400	60, 200	75, 700	10,400円
季		巴	巴	巴	巴	巴	

イ 住家の半焼、半壊又は床上浸水<u>(土砂の堆積等により</u> 時的に居住することができない状態となったものを含む。

) により被害を受けた世帯

季	期間	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人
別		世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	を増すごとに
							加算する額
夏	[暗各]	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400円
季		巴	巴	巴	巴	円	
冬		9, 100	12,000	16,800	19, 900	25, 300	3,300円
季		巴	巴	巴	田	巴	

(4) [略]

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は、災害のため医療の<u>方途</u>を失った者に対して<u>、応</u> <u>急的に</u>処置するものであること。

イ・ウ [略]

エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用 した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実 費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診 療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額 以内とすること。

オ [略]

(2) 助産

ア・イ [略]

ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とすること。

ェ [略]

5 災害にかかった者の救出

- (1) <u>災害にかかった者</u>の救出は、災害のため現に生命<u>、身体</u> が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し 救出するものであること。
- (2) <u>災害にかかった者</u>の救出のため支出できる費用は、舟艇 その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕 費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とすること
- (3) <u>災害にかかった者</u>の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とすること。

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) [略]

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要<u>最少</u>限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり 520,000円以内とすること。

(3) [略]

の日をもって決定すること。

ア 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季	期間	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人
7-	793103	170	270	670	170	670	070217
别		世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	を増すごとに
							加算する額
夏	[昭各]	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700円
季		田	丑	丑	丑	田	
冬		30, 200	39, 200	54,600	63,800	80, 300	11,000円
季		巴	円	円	巴	巴	

イ 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

季	期間	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人
別		世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	を増すごとに
							加算する額
夏	[昭]	<u>6,000</u>	<u>8,000</u>	12,000	14,600	<u>18, 500</u>	2,600円
季		円	円	巴	巴	巴	
冬		9,700	12,600	17,900	21, 200	<u>26, 800</u>	3,500円
季		田	田	田	巴	巴	

(4) [略]

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して<u>応急的</u> に処置するものであること。

イ・ウ [略]

エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用 した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実 費とし、病院又は診療所による場合は<u>国民健康保険</u>の診療 報酬の額以内とし、施術者による場合は<u>協定料金</u>の額以内 とすること。

オ [略]

(2) 助産

ア・イ [略]

ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の 100分の80以内の額とすること。

エ [略]

5 被災者の救出

- (1) <u>被災者</u>の救出は、災害のため現に生命<u>若しくは身体</u>が危 険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又 <u>は</u>救出するものであること。
- (2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とすること。
- (3) <u>被災者</u>の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3 日以内とすること。

6 被災した住宅の応急修理

(1) [略]

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要<u>最小</u>限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり 567,000円以内とすること。

(3) [略]

- 7 生業に必要な資金の貸与
- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全焼、全壊又は流失 し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うもので あること。
- (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器 具又は<u>資材等</u>を購入するための費用に充てるものであって、 <u>成業の見込み</u>確実な具体的事業計画があり、償還能力のある 者に対して貸与するものであること。
- (3)~(5) [略]
- 8 学用品の給与
 - (1) 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊 又は床上浸水<u>(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)</u>により学用品を<u>喪失</u> 又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制及び通信制を含む。)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものであること。
 - (2) [略]
 - (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

ア [略]

- イ 文房具及び通学用品費
 - (ア) 小学校児童 1人当たり 4,100円
 - (イ) 中学校生徒 1人当たり 4,400円
 - (ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円
- (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については<u>1</u> <u>箇月</u>以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならないこと。
- 9 埋葬
- (1) [略]
- (2) 埋葬は、次の範囲内において、<u>なるべく</u>棺又は<u>棺材等</u>の 現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給すること。 ア~ウ 「略」
- (3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人 <u>201,000</u> 円、小人 160,800円以内とすること。
- (4) [略]
- 10 死体の捜索
 - (1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、<u>四囲</u>の事情により<u>すでに</u>死亡していると推定される者に対して行うものであること。
 - (2) 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索の ための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等と し、当該地域における通常の実費とすること。
 - (3) [略]
- 11 死体の処理
 - (1)~(3) [略]
 - (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体 当たり 3.300円以内とすること。
 - イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するた

- 7 生業に必要な資金の貸与
- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全焼し、全壊し、又 <u>は</u>流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う ものであること。
- (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器 具又は<u>資材</u>を購入するための費用に充てるものであって、生 <u>業の見込みが</u>確実な具体的事業計画があり、償還能力のある 者に対して貸与するものであること。
- (3)~(5) [略]
- 8 学用品の給与
 - (1) 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊 又は床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支 障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以 下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別 支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校 等生徒(高等学校(定時制及び通信制を含む。)、中等教育 学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専 修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行 うものであること。
 - (2) [略]
 - (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

ア [略]

- イ 文房具及び通学用品費
 - (ア) 小学校児童 1人当たり 4,200円
 - (イ) 中学校生徒 1人当たり 4,500円
 - (ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 4,900円
- (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については<u>1</u> <u>月</u>以内、その他の学用品については15日以内に完了しなけれ ばならないこと。
- 9 埋葬
- (1) [略]
- (2) 埋葬は、次の範囲内において、<u>原則として</u>棺又は<u>棺材</u>の 現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給すること。
 - ア~ゥ [略]
- (3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人 <u>208,700</u> 円以内、小人 <u>167,000円以</u>内とすること。
- (4) [略]
- 10 死体の捜索
 - (1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、<u>各般</u>の事情により<u>既に</u>死亡していると推定される者に対して行うものであること。
 - (2) 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索の ための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費 とし、当該地域における通常の実費とすること。
 - (3) [略]
- 11 死体の処理
 - (1)~(3) [略]
 - (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところ によること。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体 当たり 3,400円以内とすること。
 - イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するた

めに既存建物を使用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり 5,000円以内とすること。また、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できること。

ゥ [略]

- (5) [略]
- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、 日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」と いう。)の除去
 - (1) [略]
 - (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり 133,900円以内とすること。
 - (3) [略]
- 13 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
 - (1) <u>応急救助</u>のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支 出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

ア・イ [略]

ウ 災害にかかった者の救出

エ~キ [略]

- (2) <u>応急救助</u>のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費 は、当該地域における通常の実費とすること。
- (3) <u>応急救助</u>のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること

別表第2 (第11条関係)

法第24条第5項の規定による実費弁償の程度

- 1 政令第10条第1号から第4号までに規定する者
 - (1) [略]
 - (2) 時間外勤務手当

職種ごとに<u>前記(1)</u>のアからオまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)において定める額以内とすること。

(3) 旅費

職種ごとに<u>前記(1)</u>のアからオまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、職員の旅費に関する条例(昭和29年宮崎県条例第42号)において定める額以内とすること。

2 政令<u>第10条第5号から第10号まで</u>に規定する者 業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料と してその100分の3の額を加算した額以内とすること。

様式第1号(その1) (第4条関係)

[略]

災害救助法(昭和22年法律第 118号) <u>第26条</u>の規定に<u>基づき</u>、 次のとおり物資の保管を命ずる。

[略]

[略]

[略]

様式第1号(その2)(第4条関係)

めに<u>既存の建物を利用する</u>場合は<u>当該施設</u>の借上費について通常の実費とし、<u>既存の建物</u>を利用できない場合は<u>1体</u> 当たり <u>5,300円</u>以内とすること。<u>この場合において</u>、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算<u>することが</u>できること。

ゥ [略]

(5) [略]

- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去
 - (1) [略]
 - (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり 134,300円以内とすること。
 - (3) 「略]
- 13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
 - (1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

ア・イ [略]

ゥ 被災者の救出

エ~キ 「略]

- (2) <u>救助</u>のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、 当該地域における通常の実費とすること。
- (3) <u>救助</u>のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。

別表第2 (第11条関係)

法第7条第5項の規定による実費弁償の程度

- 1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者
- (1) [略]
- (2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからオまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)において定める額以内とすること。

(3) 旅費

職種ごとに(1)のアからオまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、職員の旅費に関する条例(昭和29年宮崎県条例第42号)において定める額以内とすること。

2 政令<u>第4条第5号から第10号まで</u>に規定する者 業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料と してその100分の3の額を加算した額以内とすること。

別記

様式第1号(その1) (第4条関係)

[略]

災害救助法(昭和22年法律第 118号) 第9条の規定により、次のとおり物資の保管を命ずる。

[略]

[略] [略]

様式第1号(その2) (第4条関係)

「略]

災害救助法(昭和22年法律第 118号)<u>第26条</u>の規定に<u>基づき</u>、次のとおり物資を収用する。

「略

[略]

[略]

様式第1号(その3) (第4条関係)

[略]

災害救助法(昭和22年法律第 118号)<u>第26条</u>の規定に<u>基づき</u>、次のとおり物資を管理する。

「略]

[略]

[略]

様式第1号(その4) (第4条関係)

「略]

災害救助法(昭和22年法律第 118号)<u>第26条</u>の規定に<u>基づき</u>、次のとおり土地、家屋<u>、物資</u>を使用する。

[略]

「略〕

「略]

様式第2号(第4条関係)

[略]

災害救助法(昭和22年法律第 118号)<u>第26条</u>の規定に<u>基づく</u>

公用令書を次のとおり変更したので、同法施行規則(昭和 22年総理府、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第1号)第1条 第4項の規定により、これを交付する。

「略]

[略]

[略]

様式第3号(第4条関係)

[略]

災害救助法(昭和22年法律第 118号)<u>第26条</u>の規定に<u>基づく</u>を必要としなくなったので、同法施行規則(昭和22年総理府、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第1号)第1条第5項の規定により、これを交付する。

[略]

様式第5号(第6条関係)

[略]

災害救助法(昭和22年法律第 118号)<u>第26条</u>によって収 用(使用)する物資を次のとおり受領した。

「略]

様式第7号(第8条関係)

[略]

災害救助法(昭和22年法律第 118号)<u>第24条</u>の規定に<u>基づき</u>、次のとおり従事を命ずる。

[略]

[略]

[略]

(裏面)

従事令書の交付を受けた者の心得

1~4 [略]

5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災 害救助法<u>第45条</u>の規定により<u>6カ月</u>以下の懲役又は<u>5万円</u> 以下の罰金に処せられる。 「略】

災害救助法(昭和22年法律第 118号)<u>第9条</u>の規定に<u>より</u>、次のとおり物資を収用する。

[略]

[略]

様式第1号(その3) (第4条関係)

「略]

災害救助法(昭和22年法律第 118号) 第9条の規定により、次のとおり物資を管理する。

「略】

[略]

[略]

様式第1号(その4) (第4条関係)

「略]

災害救助法(昭和22年法律第 118号)<u>第9条</u>の規定に<u>より</u>、次のとおり土地、家屋<u>又は物資</u>を使用する。

[略]

「略〕

[略]

様式第2号(第4条関係)

「略]

災害救助法(昭和22年法律第 118号)第9条の規定による

公用令書を次のとおり変更したので、同法施行規則(昭和22 年総理府、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第1号)第1条第 4項の規定により、これを交付する。

[略] 「略]

「略]

様式第3号(第4条関係)

「略]

災害救助法(昭和22年法律第 118号)<u>第9条</u>の規定に<u>よる</u>を必要としなくなったので、同法施行規則(昭和22年総理府、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第1号)第1条第5項の規定により、これを交付する。

[略]

様式第5号(第6条関係)

[略]

災害救助法(昭和22年法律第 118号)<u>第 9 条の規定</u>によって収用(使用)する物資を次のとおり受領した。

「略]

様式第7号(第8条関係)

[略]

災害救助法(昭和22年法律第 118号)<u>第7条</u>の規定に<u>より</u>、次のとおり従事を命ずる。

[略]

[略]

[略] (裏面)

従事令書の交付を受けた者の心得

1~4 [略]

5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災 害救助法<u>第31条</u>の規定により<u>6月</u>以下の懲役又は<u>30万円</u>以 下の罰金に処せられる。

崎 県 公 報

様式第8号(第8条関係)

「略〕

災害救助法(昭和22年法律第 118号)第24条の規定に基づく公 用令書は、その必要がなくなったので、同法施行規則第4条第3 項の規定により、これを交付する。

[略]

様式第10号(第12条関係)

災害救助法施行規則第5条の規定に基づき、次の事実によって 上記金額を請求する。

[略]

様式第11号(第13条関係)

災害救助法第27条の規定による立入検査

証 票

[略] 2

3

災害救助法

(立入検査)

前条第1項の規定により施設を管理し、 土地、家屋若し は物資を使用し、物資の保管を命じ又は物資を収用するため必要 があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、 物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査を させることができる。

都道府県知事は前条第1項の規定により物資を保管させた者か ら必要な報告を取り、又は当該職員に当該物資を保管させてある 場所に立ち入り検査をさせることができる。 前2項の規定により立ち入る場合においては、

予めその旨をそ の施設、土地、家屋又は場所の管理者に通知しなければならない

当該職員は第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、そ の身分を示す証票を携帯しなければならない。

匰 [略]

様式第12号(第14条関係)

[略]

災害救助法第29条の規定による扶助金を支給されたく、別紙 を添えて申請する。

[略]

様式第13号(第15条関係)

「略]

様式第8号(第8条関係)

「略]

災害救助法(昭和22年法律第 118号)第7条の規定による公用 令書は、その必要がなくなったので、同法施行規則<u>(昭和22年総</u> 理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号)第4 条第3項の規定により、これを交付する。

[略]

様式第10号(第12条関係)

[略]

災害救助法施行規則 (昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令 、大蔵省令、運輸省令第1号)第5条の規定により、次の事実に よって上記金額を請求する。

[略]

様式第11号(第13条関係)

災害救助法第10条の規定による立入検査

証 票

[略] 2

災害救助法

(都道府県知事の立入検査等)

第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しく は物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査 をさせることができる。

都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管させた者 に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させ てある場所に立ち入り検査をさせることができる。

第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用す

(指定行政機関の長等の立入検査等)

第6条 [略]

3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその 旨をその場所の管理者に通知しなければならない。 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、

の身分を示す証票を携帯しなければならない。

第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認め られたものと解釈してはならない。

匰 [略]

様式第12号(第14条関係)

「略]

災害救助法 (昭和22年法律第 118号) 第12条の規定による扶助 金を支給されたく、別紙 を添えて申請する。

様式第13号(第15条関係)

[略]

災害救助法第30条第1項の規定により救助の実施に関する 事務の一部を市町村長が行うこととすることについて

月 日に発生した 災害において災 害救助法 (昭和22年法律第 118号) による救助を実施するに 当たり、同法第30条第1項の規定に基づき、下記1の救助の 実施に関する事務については、下記2の期間において貴職が 行うこととしたので通知します。

[略]

災害救助法第13条第1項の規定により救助の実施に関する 事務の一部を市町村長が行うこととすることについて

年 月 日に発生した 災害において災

害救助法(昭和22年法律第 118号)による救助を実施するに 当たり、同法第13条第1項の規定により、下記1の救助の実 施に関する事務については、下記2の期間において貴職が行 うこととしたので通知します。

[略]

附則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第50号

宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年宮崎県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 改正前 (加入等の申込み) 第4条 [略] 第4条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法(昭和42年法 2 前項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法(昭和42年法 律第81号) 第30条の8第1項の規定により本人確認情報(同法第 30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)を 利用することができるときは、加入申込者は、前項第1号に掲げ る書類の添付を省略することができる。 3 • 4 「略] 別記 様式第1号(第4条関係) [略] 「略] [略] 添付書類 1 加入等申込者 [略] 及びその扶養す る心身障害者の 住民票の写し(知事が住民基本 台帳法第30条の <u>8第1項</u>の規定 により本人確認 情報を利用する ことができると きは、当該住民 票の写しを省略 することができ

改正後

(加入等の申込み)

律第81号) 第30条の15第1項の規定により都道府県知事保存本人 確認情報(以下「本人確認情報」という。)を利用することがで きるときは、加入申込者は、前項第1号に掲げる書類の添付を省 略することができる。

3 • 4 「略]

別記

様式第1号(第4条関係)

[略]

「略

[略]

[略] 添付書類 1 加入等申込者

及びその扶養す る心身障害者の 住民票の写し(

知事が住民基本 台帳法第30条の <u>15第1項</u>の規定 により本人確認

情報を利用する ことができると きは、当該住民 票の写しを省略

することができ る。)

2~4 [略] [略]

様式第21号 (第11条の2関係)

[略]

[略]

(添付書類)

1 加入者の住民票の写し(加入等承認通知書に記載され、又は

1 加入者の住民票の写し(加入等承認通知書に記載され、又は

る。)

様式第21号 (第11条の2関係)

「略]

[略]

「略] (添付書類)

2~4 [略]

知事へ届出(変更の届出を含む。)をしている氏名(以下「届 出氏名 | という。) と住民票に記載された氏名が異なる場合に あっては、戸籍の抄本。なお、知事が住民基本台帳法第30条の 8 第 1 項の規定により本人確認情報を利用することができると きは、当該住民票の写しを省略することができる。)

2 制度加入障害者の住民票の写し(届出氏名と住民票に記載さ れた氏名が異なる場合にあっては、戸籍の抄本。なお、知事が 住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により本人確認情報を 利用することができるときは、当該住民票の写しを省略するこ とができる。)

3 「略]

[略]

様式第29号(第13条関係)

「略]

「略]

[略]

添付書類 年金受給権者の住民票の写し(年金給付決定通知書に 記載され、又は知事へ届出(変更の届出を含む。)を している氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合 にあっては、戸籍の抄本。なお、知事が住民基本台帳 法第30条の8第1項の規定により本人確認情報を利用 することができるときは、当該住民票の写しを省略す ることができる。)

知事へ届出(変更の届出を含む。)をしている氏名(以下「届 出氏名 | という。) と住民票に記載された氏名が異なる場合に あっては、戸籍の抄本。なお、知事が住民基本台帳法第30条の 15第1項の規定により本人確認情報を利用することができると きは、当該住民票の写しを省略することができる。)

2 制度加入障害者の住民票の写し(届出氏名と住民票に記載さ れた氏名が異なる場合にあっては、戸籍の抄本。なお、知事が 住民基本台帳法第30条の15第1項の規定により本人確認情報を 利用することができるときは、当該住民票の写しを省略するこ とができる。)

3 「略]

[略]

様式第29号(第13条関係)

「略]

「略]

[略]

添付書類 年金受給権者の住民票の写し(年金給付決定通知書に 記載され、又は知事へ届出(変更の届出を含む。)を している氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合 にあっては、戸籍の抄本。なお、知事が住民基本台帳 法第30条の15第1項の規定により本人確認情報を利用 することができるときは、当該住民票の写しを省略す ることができる。)

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定に定める様式による用紙は 、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第51号

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則(平成17年宮崎県規則第42号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

かに該当する者とする。

(1)~(3) [略]

(特定事業者)

(4) 県内の事業活動(連鎖化事業者にあっては、当該連鎖化事 業に加盟する者の当該連鎖化事業に係るものを含む。)に係る 前年度の温室効果ガスの排出の量が地球温暖化対策の推進に関 する法律施行令(平成11年政令第143号)第5条第6号から第 11号までに規定する基準のいずれかに該当する者であって、常 時使用する従業員の数が21人以上であるもの

(特定事業者)

第9条 条例第6条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれ│第9条 条例第6条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれ かに該当する者とする。

改正後

(1)~(3) [略]

(4) 県内の事業活動(連鎖化事業者にあっては、当該連鎖化事 業に加盟する者の当該連鎖化事業に係るものを含む。)に係る 前年度の温室効果ガスの排出の量が地球温暖化対策の推進に関 する法律施行令(平成11年政令第143号)第5条第6号から第 12号までに規定する基準のいずれかに該当する者であって、常 時使用する従業員の数が21人以上であるもの

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第 8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 603号

1 名称及び所在地

名	称	所	在	地
小林市立病院	蒄	小林市細野22	235番地 3	

2 救急病院等の認定の有効期間平成27年9月24日から平成30年9月23日まで

宮崎県告示第 604号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療 を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成27年10月8日

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
もりやま脳神経外科	都城市	精神通院医療	平成27年 10月1日

宮崎県告示第 605号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第13条第1項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定した。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	発行所名	指定年月日										
27年-13	書籍	mini Berry vol.22 (2015年 8 月 1 日発売)	株式会社 秋水社	平成27年 9 月28日										
27年-14	書籍	男遊び満喫中!現役女子大生のハメたがりな性態 (2015年 9 月21日初版発行)	株式会社 竹書房	月20日										
27年-15	書籍	幸せのセフレお姉さん♪ (2015年 5 月21日初版発行)	株式会社 竹書房											
27年-16	書籍	心もカラダも大解放♥ハレンチ娘のダイタン野外本番 (2015年 8 月10日初版発行)	株式会社 竹書房											
27年-17	書籍	ポプリコミックスアイドル美少女マスター (平成26年10月 1 日初版発行)	㈱マックス											
27年-18	書籍	無敵恋愛 S * g i r l 2015 10月号 (平成27年 8 月29日発売)	ぶんか社											
27年-19	書籍	まんが2015年真夏の日本悪の世界SPECIAL (平成27年9月10日第一刷発行)	㈱コアマガジン											
27年-20	書籍	裏モノJAPAN9月号別冊ヤバい悪グッズ最新版 (2015年9月1日発行)	株式会社 鉄人社											
27年-21	書籍	実話大報2015年10月号 (2015年 8 月29日発行)	株式会社ジーオーティー											
27年-22	書籍	GOLDEN TABOO! 猥褻股間を悶絶写!! (2015年9月10日発行)	株式会社マックス											
27年-23	書籍	実話ナックルズ10月号 (2015年10月号(毎月30日発売) 8 月29日発売)	ミリオン出版株式会社											
27年-24	書籍	レベル 9 vol. 15 (発行日 2015年 9 月25日)	ミリオン出版㈱											
指定理由			展性若しくは残虐性を生ぜしめ、3	指定理由 内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。										

宮崎県告示第 606号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり森林病害虫等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 区域及び期間
- (1) 区域

県内一円

(2) 期間

平成27年10月28日から平成28年5月20日まで

- 2 森林病害虫等の種類
 - 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容
- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、 当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒し てはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び 樹皮を焼却すること。
- (2) 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当

該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

- (3) 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等(伐 採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材 及び薪炭材であるものを含む。)をいう。以下同じ。)を所有 し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又 は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場 合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼 却すること。
- 4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる処置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

- 5 その他必要な事項
- (1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫 防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、松くい虫駆除実施届出書を、速やかに3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局の長に提出しなければならない。
- (3) 西臼杵支庁又は農林振興局の長は、松くい虫駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等を所有し、 又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行 わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがない ときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、 3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を 行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額 を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者か ら徴収することがある。

宮崎県告示第 607号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり森林病害虫等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 区域及び期間
- (1) 区域 県内一円
- 県内一 (2) 期間

平成27年10月24日から平成28年10月23日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材 及び薪炭材であるものを含む。)をいう。以下同じ。)は、松く い虫を駆除した後でなければ移動させてはならない。

4 命令をしようとする理由

松くい虫の付着した伐採木等を移動することにより、当該伐採 木等が感染源となって松くい虫による被害が一層拡大するおそれ があるため。

宮崎県告示第 608号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 区域及び期間
- (1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、日向市及び串間市並びに児湯郡高 鍋町及び新富町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおり とする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、日向市及び串間 市の市役所並びに児湯郡高鍋町及び新富町の役場に備え置いて 縦覧に供する。)

(2) 期間

平成27年10月28日から平成28年5月20日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は 管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松 の樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

- 5 その他必要な事項
- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置のうち、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル(木材チッパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル)以下となるように破砕を行うこと。
- (3) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、特別伐倒駆除実施届出書を速やかに、3に掲げる松林の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局の長に提出しなければならない。
- (4) 西臼杵支庁又は農林振興局の長は、特別伐倒駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。
- (5) 知事は、3に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、1(2) に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、

3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を 行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額 を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者か ら徴収することがある。

宮崎県告示第 609号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字平崎 5190-1、字立山5883-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦 覧に供する。)

宮崎県告示第 610号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高崎町前田字上町口1096-13・字前田原1647-6・1647-10・1697-5 (以上4筆について 次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 611号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知 があった。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 小林市(国有林。次の図に示す部 分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境 課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供 する。)

宮崎県告示第 612号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の3において準用する同 法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定 施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次 に掲げる告示(国有林及び重要流域(平成12年2月24日農林水産 省告示第 283号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限 る。)で定めるところによる。

昭和42年5月4日農林省告示第671号、昭和43年11月13日農林 省告示第1802号、昭和44年10月21日農林省告示第1568号、昭和45 年12月23日農林省告示第1957号、昭和52年7月26日農林省告示第 735号、昭和53年5月4日農林省告示第522号、昭和56年11月12 日農林水産省告示第1732号、昭和57年11月30日農林水産省告示第 1918号、昭和58年3月19日農林水産省告示第307号、昭和58年4 月30日農林水産省告示第 549号、昭和58年 6 月20日農林水産省告 示第 989号、昭和58年7月19日農林水産省告示第1206号、昭和58 年10月15日農林水産省告示第1869号、昭和60年5月4日農林水産 省告示第 669号、昭和61年1月4日農林水産省告示第5号、昭和 61年4月21日農林水産省告示第599号、昭和61年12月15日農林水 産省告示第2001号、昭和62年6月24日農林水産省告示第764号、 昭和62年7月31日農林水産省告示第1076号、昭和62年8月26日農 林水産省告示第1189号、昭和62年8月26日農林水産省告示第1190 号、昭和63年5月24日農林水産省告示第702号、昭和63年10月6 日農林水産省告示第1590号、平成2年2月16日農林水産省告示第 193号、平成2年2月26日農林水産省告示第269号、平成3年3 月5日農林水産省告示第280号、平成4年12月17日農林水産省告 示第1303号、平成6年3月11日農林水産省告示第505号、平成6 年5月25日農林水産省告示第861号、平成8年5月8日農林水産 省告示第 666号、平成 8 年 5 月 8 日農林水産省告示第 668号、平 成8年5月24日農林水産省告示第824号、平成8年11月6日農林 水産省告示第1741号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置い て縦覧に供する。)

宮崎県告示第 613号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定(平成14年宮崎県告示第 427号)の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。 なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

			改正前	
加入区		LN	F	(7
の名称	区	域	区	分
[略]				
日南市	[略]		1 • 2 [略]	
第二加			3 小型かつお漁業	
入区				
			4 小型まぐろ漁業	
			<u>5 · 6</u> [略]	
[略]				

加入区	X	域	X	分
の名称				
[略]				
日南市	[略]		1 • 2 [略]	
第二加			3 小型かつお漁業]	及び小型まぐ
入区			<u>ろ漁業</u>	
			<u>4·5</u> [略]	
[略]				

改正後

宮崎県告示第 614号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第 57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 下蓑原地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号と標柱 2 号を平成23年宮崎 県告示 221号 2 で指定した土地の区域に沿って結んだ線、標柱 2 号から標柱 4 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 4 号 を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号		標	柱	の	存	す	る	土	地		
1	都城市	蓑原町	J3111	. — 3	2						
2	"	//	3039)							
3	"	//	3125)							
4	"	"	3111	. — 3	2						

宮崎県告示第 615号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第 57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 差木野第5地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線、標柱7号と標柱8号を市道差木野村中6号線官民地境界に沿って結んだ線、標柱8号と標柱9号を結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号		標	柱の	存	す	る	土	地		
1	延岡市差	延岡市差木野町5823-1								
2	"	//	5823 -	- 1						
3	"	//	5823 -	- 1						
4	"	//	5823 -	- 1						
5	"	//	5823 -	- 1						
6	"	//	5824 -	- 4						
7	"	//	6867							
8	"	//	6887 -	- 4						
9	"	//	6889 -	- 1						

宮崎県告示第 616号

建築基準法 (昭和25年法律第 201号) 第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者	位	置	(メ-	の概要 -トル)	指 定 年月日
12.7				幅員	延長	1/3/
(小林) 27-3	齋元利光	字中棚10 1010番 2	地先水路3、同所	6.00	76. 85	平成27 年9月 25日

公告

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 免税証の種類

100 ℓ 券 2 枚

2 用途 漁船

3 記号及び番号

100ℓ券G 5501197、G 5501198

4 有効期間

平成27年4月1日から平成27年9月19日まで

5 免税証に記載した販売店の名称

川南漁業協同組合

6 紛失年月日

平成27年7月28日

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、 曽木土地改良区(延岡市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名		氏	名		住所
理	事	柴	田	英	雄	延岡市北方町曽木子1200番地
理	事	甲	斐	日日	出男	延岡市北方町うそ越子2695番地 9
理	事	甲	斐	裕	<u></u>	延岡市北方町北久保山子3953番地
理	事	井	上	敏	彦	延岡市北方町南久保山子4612番地
理	事	甲	斐	公	敏	延岡市北方町曽木子2392番地
理	事	千	坂	恒	利	延岡市北方町曽木子 348番地
監	事	甲	斐		毅	延岡市北方町曽木子2493番地
監	事	甲	斐	淳		延岡市北方町南久保山子4354番地
監	事	柳	田	盛	_	延岡市北方町曽木子2番地15

(任期:平成28年5月9日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	柴	田	英	雄	延岡市北方町曽木子1200番地
理	事	甲	斐	日日	出男	延岡市北方町うそ越子2695番地 9
理	事	甲	斐	裕	<u>-</u>	延岡市北方町北久保山子3953番地2
理	事	井	上	敏	彦	延岡市北方町南久保山子4612番地

理	事	甲	斐	公	敏	延岡市北方町曽木子2392番地
理	事	千	坂	恒	利	延岡市北方町曽木子 348番地
監	事	甲	斐		毅	延岡市北方町曽木子2493番地
監	事	柳	田	盛	_	延岡市北方町曽木子2番地15
監	事	甲	斐	淳	_	延岡市北方町南久保山子4354番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、黒沢津土地改良区(小林市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏	名	住 所
理事	徳丸	五月男	小林市南西方6395番地7
理事	温水	藤雄	小林市南西方6357番地
理事	馬場	由紀子	小林市南西方5714番地
理事	鬼塚	泰	小林市南西方6386番地
理事	温水	義博	小林市南西方6707番地
理事	黒沢津	哲 男	小林市南西方6552番地
理事	右 松	哲 朗	小林市南西方6713番地
理事	熊ノ迫	高 夫	小林市南西方5308番地
監 事	神 田	和啓	小林市南西方6367番地
監 事	河 野	与 一	小林市南西方5844番地 1

(任期:平成29年3月31日まで)

役	名		氏	名		住 所
理	事	立	野	久	=	小林市南西方6646番地
理	事	坂	本	秀	和	小林市南西方5712番地
理	事	福	元	善	頭	小林市南西方5764番地 3
理	事	徳	丸	五月	月男	小林市南西方6395番地7

平成 27 年 10 月 8 日 (木曜日) 第 2732 号

宮崎県公報

理	事	下	沖	新	_	小林市南西方6293番地 9
理	事	温	水	勝	則	小林市南西方6319番地 3
理	事	松	島	貞	雄	小林市南西方6465番地3
理	事	熊	/ 迫	高	夫	小林市南西方5308番地
監	事	鬼	下	真	作	小林市南西方6461番地 4
監	事	貴	嶋	洋	_	小林市南西方6335番地 2

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、白木土地改良区(延岡市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名		氏	名		住所
理	事	須	藤	日习	支夫	延岡市北川町川内名3256番地
理	事	池	田	修	_	延岡市北川町川内名2597番地
理	事	西	野	公	康	延岡市北川町川内名3272番地1
理	事	加	藤	政	信	延岡市北川町川内名3271番地
理	事	加	藤	政	義	延岡市北川町川内名3251番地
監	事	池	田	久	則	延岡市北川町川内名2731番地
監	事	池	田	雅	好	延岡市北川町川内名2588番地 4

(任期:平成29年4月6日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住所
理	事	須	藤	日习	支夫	延岡市北川町川内名3256番地
理	事	池	田		久	延岡市北川町川内名2599番地 2
理	事	池	田		崇	延岡市北川町川内名2597番地
理	事	加	藤	良	_	延岡市北川町川内名3250番地
理	事	小	野	恒	雄	延岡市北川町川内名3257番地
監	事	加	藤	政	義	延岡市北川町川内名3251番地
監	事	加	藤	教	弘	延岡市北川町川内名3271番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、上江土地改良区(えびの市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名	氏	名		住 所
理	事	東蕨	安	美	えびの市大字上江1924番地 3
理	事	田中	德	明	えびの市大字上江2091番地 3
理	事	上 野	昭	雄	えびの市大字上江 605番地 1
理	事	大木場	徳	雄	えびの市大字原田2279番地
理	事	池田	正	孝	えびの市大字上江 851番地イ号
理	事	木牟礼	信	夫	えびの市大字上江1107番地
理	事	田中	親	徳	えびの市大字今西55番地 4
理	事	杉水流	正	憲	えびの市大字今西 641番地24
監	事	園 田	軍	志	えびの市大字上江1563番地
監	事	角井	_	郎	えびの市大字上江 628番地
監	事	和 田	_	郎	えびの市大字上江1456番地

(任期:平成29年4月23日まで)

役	名		氏	名		住 所
理	事	東	蕨	安	美	えびの市大字上江1924番地 3
理	事	田	中	德	明	えびの市大字上江2091番地 3
理	事	上	野	昭	雄	えびの市大字上江 605番地 1
理	事	大フ	卞場	徳	雄	えびの市大字原田2279番地
理	事	荒	木	正	_	えびの市大字上江1139番地15
理	事	Ш	邊	利	美	えびの市大字上江1457番地 6
理	事	大四	内田	清	春	えびの市大字今西 441番地18
理	事	池	田	正	孝	えびの市大字上江 851番地イ号

監	事	園	田	軍	志	えびの市大字上江1563番地
監	事	角	井	_	郎	えびの市大字上江 628番地
監	事	和	田	_	郎	えびの市大字上江1456番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により 、宮原堰土地改良区(延岡市)の役員の就任及び退任について次の とおり届出があった。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	伊	藤		昇	延岡市北川町長井4406番地
理	事	安	藤	幸	輝	延岡市北川町長井3974番地8
理	事	渡	部	治	男	延岡市北川町長井4400番地
理	事	河	野	_	郎	延岡市北川町長井1202番地
理	事	岩	佐	美	基	延岡市北川町長井 386番地 6
理	事	横	Щ	弘	幸	延岡市北川町長井81番地5
理	事	権	藤	栄	吉	延岡市北川町長井5261番地 1
理	事	甲	斐		林	延岡市北川町長井5374番地
理	事	松	本	博	昭	延岡市北川町長井4414番地
理	事	木	本	_	男	延岡市北川町長井5565番地84
監	事	盛	武	徹	郎	延岡市北川町長井4424番地 1
監	事	元	浦	由	博	延岡市北川町長井1352番地 1
監	事	エ	藤	良	長	延岡市北川町長井5414番地 1

(任期:平成29年5月5日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	大グ	ス保	眞	直	延岡市北川町長井 321番地
理	事	原	田		昇	延岡市北川町長井 306番地
理	事	阿	部	弘	幸	延岡市北川町長井1201番地
理	事	渡	部	治	男	延岡市北川町長井4400番地

理	事	安	藤	幸	輝	延岡市北川町長井3974番地8
理	事	澤		康	治	延岡市北川町長井2965番地 2
理	事	岩	倉		孝	延岡市北川町長井5261番地 2
理	事	甲	斐	富	雄	延岡市北川町長井5375番地
理	事	黒	田	博	道	延岡市北川町長井5521番地
理	事	エ	藤		昂	延岡市北川町長井 990番地 2
監	事	盛	武	徹	郎	延岡市北川町長井4424番地 1
監	事	黒	木	好	也	延岡市北川町長井 236番地
監	事	福	島	正	則	延岡市北川町長井5987番地16

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により 、大河平土地改良区(えびの市)の役員の就任及び退任について次 のとおり届出があった。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	木	下	喜	_	えびの市大字大河平2827番地 3
理	事	栗	屋	和	徳	えびの市大字大河平2546番地
理	事	的	場	美智	智明	えびの市大字大河平2709番地
理	事	溝		嘉	秀	えびの市大字大河平2402番地 1
理	事	平	岡	和	政	えびの市大字大河平3498番地
監	事	田	中	雄	策	えびの市大字大河平2317番地
監	事	吐	師	伸迟	欠郎	えびの市大字原田 166番地 2

(任期:平成29年5月9日まで)

役	名		氏	名		住 所
理	事	木	下	喜	_	えびの市大字大河平2827番地 3
理	事	栗	屋	和	徳	えびの市大字大河平2546番地
理	事	的	場	美智	習明	えびの市大字大河平2709番地

平成 27 年 10 月 8 日 (木曜日) 第 2732 号

宮崎県公報

理	事	栗	屋		稔	えびの市大字大河平3622番地
理	事	溝		嘉	秀	えびの市大字大河平2402番地 1
監	事	田	中	雄	策	えびの市大字大河平2317番地
監	事	出	師	伸迟	欠郎	えびの市大字原田 166番地 2

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により 、俵野土地改良区(延岡市)の役員の就任及び退任について次のと おり届出があった。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

		_				
役	名		氏	名		住所
理	事	夏	田	数	義	延岡市北川町長井7423番地 1
理	事	横	山	高	博	延岡市北川町長井6492番地
理	事	横	山	拓	也	延岡市北川町長井6646番地
理	事	児	玉	長	彦	延岡市北川町長井6858番地
理	事	夏	田	栄	子	延岡市北川町長井6866番地 1
監	事	児	玉	敏糸	良	延岡市北川町長井6726番地 1
監	事	児	玉	剛	誠	延岡市北川町長井6709番地

(任期:平成29年5月19日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	横	山	伊三	三男	延岡市北川町長井6494番地 1
理	事	夏	田	誠	也	延岡市北川町長井6870番地
理	事	横	山	久	彦	延岡市北川町長井6632番地
理	事	児	玉	長	彦	延岡市北川町長井6858番地
理	事	Ш	崎	ちき	ゑ子	延岡市北川町長井7461番地
監	事	児	玉	敏系	良	延岡市北川町長井6726番地 1
監	事	児	玉	剛	誠	延岡市北川町長井6727番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により 、高千穂土地改良区(高千穂町)の役員の就任及び退任について次 のとおり届出があった。 平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名		氏	名		住	所
監	事	興	梠	政	治	高千穂町大字三田	l井6531番地

(任期:平成29年9月20日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住 所
監	事	甲	斐	啓	利	高千穂町大字三田井6603番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、巣ノ浦土地改良区(小林市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名	氏	名		住 所
理	事	川野	利	男	小林市南西方4407番地
理	事	松ヶ野		博	小林市南西方4478番地
理	事	富 満	哲	夫	小林市南西方4476番地
理	事	上 野	光	男	小林市南西方4535番地 4
理	事	松元		昇	小林市南西方4476番地
理	事	柚木崎	文	夫	小林市南西方4676番地
理	事	尾辻	重		小林市南西方4202番地 9
理	事	柳川	けい	子	小林市南西方4254番地 1
理	事	池田	清	徳	小林市南西方7779番地
監	事	松元	良	_	小林市南西方4604番地37
監	事	大牟田	勝	徳	小林市南西方5139番地 4

(任期:平成30年3月31日まで)

役	名		氏	名		住 所
理	事	Ш	野	利	男	小林市南西方4407番地
理	事	松。	,野		博	小林市南西方4478番地
理	事	富	満	哲	夫	小林市南西方4476番地
理	事	上	野	光	男	小林市南西方4535番地 4
理	事	吉	永	龍	雄	小林市南西方4279番地 1
理	事	若	松	勝	雄	小林市南西方4891番地 5
理	事	柳	JII	けい	子	小林市南西方4254番地 1
理	事	池	田	清	徳	小林市南西方7779番地
監	事	大约	半田	勝	徳	小林市南西方5139番地 4
監	事	松	元	良	_	小林市南西方4604番地37

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、三田井土地改良区(高千穂町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	永	野	定	夫	高千穂町大字三田井 158番地イー 3
理	事	桐	木	善	大	高千穂町大字三田井3547番地
理	事	甲	斐	保	男	高千穂町大字三田井3046番地
理	事	馬	原	美	文	高千穂町大字三田井2713番地
理	事	興	梠	幸ス	大郎	高千穂町大字三田井1067番地
理	事	田	崎	利	久	高千穂町大字三田井4386番地
理	事	甲	斐	光	邦	高千穂町大字三田井4348番地1
監	事	権	藤	重	徳	高千穂町大字三田井2480番地
監	事	田	尻	寿	稔	高千穂町大字三田井4349番地
監	事	佐	藤	哲	伸	高千穂町大字三田井2747番地

(任期:平成30年9月4日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	佐	藤	和	明	高千穂町大字三田井3749番地
理	事	永	野	定	夫	高千穂町大字三田井 158番地イー 3
理	事	佐	藤		茂	高千穂町大字三田井4064番地 2
理	事	桐	木	善	大	高千穂町大字三田井3547番地
理	事	甲	斐	保	男	高千穂町大字三田井3046番地
理	事	馬	原	美	文	高千穂町大字三田井2713番地
理	事	興	梠	幸太郎		高千穂町大字三田井1067番地
監	事	権	藤	重	徳	高千穂町大字三田井2480番地
監	事	大	賀		亨	高千穂町大字三田井 164番地 6
監	事	田	尻	寿	稔	高千穂町大字三田井4349番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により 、川南原土地改良区(川南町)の役員の退任について次のとおり届 出があった。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役	名	氏		名		住 所
理	事	堀		眞	彦	木城町大字高城2784番地 2

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第57条の 2 第 1 項の規定により、三財川筋土地改良区(西都市)から平成27年 4 月24日付けで申請のあった管理規程の設定を次のとおり認可した。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 管理規程の名称
- 堂山頭首工管理規程 2 認可年月日
- 平成27年9月30日
- 3 管理規程の概要
 - 第1章 総則 第2章 放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態における措置に関する事項
 - 第5章 雑則

附則

教育長訓令

教育関係使用料及び手数料減免規程の一部を改正する訓令をここに公表する。 平成27年10月8日

> 宮崎県教育委員会教育長 飛 田 洋

宮崎県教育委員会教育長訓令第6号

本 庁 各出先機関 各教育機関

教育関係使用料及び手数料減免規程の一部を改正する訓令

教育関係使用料及び手数料減免規程(平成9年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(定時制における授業料)

- 料については、年度の4月から9月までの間(以下「前期」とい う。) において次の各号に定める月に該当する月があるときは、 その月数に、履修する科目のうち前期に割り振られた単位の授業 料の総額の6分の1に相当する額を乗じて得た額を未納の場合は 免除し、既納の場合は還付する。
- (1)~(3) 「略]
- 2 前項の授業料について、年度の10月から3月までの間(以下「 後期」という。)において次の各号に定める月に該当する月があ るときは、その月数に、履修する科目のうち後期に割り振られた 単位の授業料の総額の6分の1に相当する額を乗じて得た額を未 納の場合は免除し、既納の場合は還付する。
- (1)~(3) [略]
- 3 [略]

(被災者等の授業料)

- 第4条 全日制及び定時制において、学校長は、教育次長の承認を 得て次に掲げる者の授業料の全部又は一部の額を未納である場合 には免除し、既納である場合には還付する。
 - (1)~(3) [略]

(定時制及び通信制における授業料)

第3条 条例別表第1の授業料及び科目履修料の項中定時制の授業 | 第3条 条例別表第1の授業料及び科目履修料の項中定時制及び通 信制の授業料については、年度の4月から9月までの間(以下「 前期」という。) において次の各号に定める月に該当する月があ るときは、その月数に、履修する科目のうち前期に割り振られた 単位の授業料の総額の6分の1に相当する額を乗じて得た額を未 納の場合は免除し、既納の場合は還付する。

改正後

- (1)~(3) [略]
- 2 前項の授業料について、年度の10月から3月までの間(以下「 後期」という。)において次の各号に定める月に該当する月があ るときは、その月数に、履修する科目のうち後期に割り振られた 単位の授業料の総額の6分の1に相当する額を乗じて得た額を未 納の場合は免除し、既納の場合は還付する。
 - (1)~(3) [略]
- 3 [略]

(被災者等の授業料)

- 第4条 学校長は、教育次長の承認を得て次に掲げる者の授業料の 全部又は一部の額を未納である場合には免除し、既納である場合 には還付する。
 - (1)~(3) [略]
 - (4) やむを得ない理由により、高等学校等就学支援金の支給に 関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2 条に規定する高等学校等(以下「高等学校等」という。)での 在学期間が36月(定時制及び通信制は48月)を超えた者(高等 学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第 _112号。以下「政令」という。) 第1条第2項に該当する者及 び教育委員会が別に定める者を除く。)
 - (5) 定時制及び通信制において、やむを得ない理由により、高 等学校等での履修単位が74単位又は年間30単位を超えた者(政 令第1条第2項に該当する者及び教育委員会が別に定める者を 除く。)

この訓令は、公表の日から施行し、この訓令による改正後の教育関係使用料及び手数料減免規程の規定は、平成27年4月1日から適用す る。